

八王子市立由木中学校
保護者の皆様

八王子市教育委員会

「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく令和4年度以降の特別支援教室について

日頃より、本市の学校教育に対する御理解と御協力を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、令和3年（2021年）3月に東京都教育委員会から「特別支援教室の運営ガイドライン」が示されました。これは、新たな制度であった特別支援教室の円滑な導入・定着を図るため、平成27年（2015年）3月に示された「小学校における特別支援教室の導入ガイドライン」（平成30年（2018年）6月の一部改定）、平成30年3月に示された「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」が改訂されたものです。

特別支援教室の目的は、対象児童・生徒が抱えている障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することによって、可能な限り多くの時間を在籍学級で有意義な学校生活を送れるようにすることです。さらに、対象児童・生徒が抱えている困難のみに着目するのではなく、得意なことや、少しの支援・配慮があれば、できることを見だし、対象児童・生徒が「できた」、「分かった」という実感を得られるようにしていくことです。

今回の東京都教育委員会の「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づき、令和4年度から下記のとおり、本市の特別支援教室の運営が変更となります。御理解のほどよろしく申し上げます。

記

1 指導期間に関すること

原則の指導期間が定められました。

＜原則の指導期間＞

- （1）年度初めから入室（指導開始）している場合➡1年間（例：令和4年4月から令和5年3月まで）
- （2）年度途中から入室した場合➡入室した年度の翌年度末まで（例：令和4年7月から令和6年3月まで）

※令和3年度中に入室済で、令和4年度に継続を希望する児童・生徒は、（1）となります。

※概ね1年間程度を見通して、児童・生徒が達成可能な指導目標を設定するとともに、概ね学期のまとまりで、指導内容を段階的に取り上げ、具体的な個別指導計画を作成していきます。

2 指導の延長に関すること

原則の指導期間内に指導目標を達成できない場合、条件を満たせば指導の延長を申請することができます。指導の延長を希望する場合は、校内委員会で検討し、就学相談調整会議等にて書面で審議します。

＜指導延長の条件＞

- （1）当年度の指導目標が未達成であり、同様の指導目標で指導を継続する必要がある。
- （2）指導期間延長後の具体的な指導方針や指導計画が明確である。
- （3）延長後、1年以内に指導目標が達成できる見込みである。

＜再設定する指導期間＞

- ・年度初めから入室（指導開始）している場合➡1年間

（例：令和4年4月から令和5年3月まで → 延長申請・適 → 令和5年4月から令和6年3月まで）

- ・年度途中から入室した場合➡指導期間が長いことから、指導の延長という考え方は適用されません。

（例：令和4年7月から令和6年3月まで → 延長申請不可）

＜指導延長終了後の対応＞

やむを得ず、延長期間内に、設定した指導目標が達成できない場合、引き続き特別支援教室での指導を継続することが適切なかどうか等、今後の支援の在り方について、改めて教育、医学、心理学の専門家等で構成された就学相談調整会議等で審議します。

3 再入室について

再入室とは、「前回の入室時と同様の『障害による学習上又は生活上の困難』を改善・克服するため、再び特別支援教室に入室すること」です。再入室を希望する場合には、校内委員会で検討し、就学相談調整会議等にて書面で審議します。

＜再入室可能な期間及び条件＞

再入室の申請が可能な期間としては、特別支援教室退室後、おおむね3か月以上6か月の間に、前回入室時に見られた困難と同様の困難が生じ、校内委員会において入室が必要と判断された場合です。ただし、6か月以降の再度の入室は、新規の申請になります。

(例：令和4年9月末退室 ➡ 令和4年12月から令和5年3月末まで再入室申請可能)

※本市では令和3年度まで、独自に再入室制度を運用し、再入室可能期間を1年間としていました。このことから令和3年度中に退室した児童・生徒は、再入室可能期間を1年間とします。

(例：令和3年10月末に退室 ➡ 令和4年9月末まで再入室可能)

＜再入室後の指導期間＞

原則の指導期間と同様です。

(1) 年度初めから入室（指導開始）している場合➡1年間

(例：令和4年11月末退室 ➡ 令和5年3月再入室申請 ➡ 令和5年4月から令和6年3月まで)

(2) 年度途中から入室した場合➡入室した年度の翌年度末まで

(例：令和4年6月末退室 ➡ 令和4年10月再入室申請 ➡ 令和4年11月から令和6年3月まで)

4 特別支援教室入室までの流れ



※ご準備いただくもの

・母子手帳

面談の際に「就学相談票」をご記入していただきます。

・発達検査

お子さんの状態を客観的に把握し、効果的な指導につなげるために、検査機関等での発達検査の結果を提出していただきます。

【問い合わせ】

八王子市教育委員会 学校教育部

・教育指導に関すること 教育指導課指導主事 620-7412

・就学相談に関すること 教育指導課支援・相談担当（教育センター）664-5124